

1 国民健康保険特別会計の状況

(1) 款別歳入決算の前年度比較

款	平成29年度 決算額 (円) ①	平成30年度 決算額 (円) ②	前年度比 (円) ②-①	伸び率 (%) ②/①
国民健康保険税	1,301,781,686	1,338,169,006	36,387,320	102.8
国庫支出金	1,391,919,582	0	△1,391,919,582	皆減
療養給付費交付金	98,803,000	3,772,837	△95,030,163	3.8
前期高齢者交付金	1,545,696,694	0	△1,545,696,694	皆減
県支出金	319,258,589	3,782,189,796	3,462,931,207	1,184.7
共同事業交付金	1,579,134,307	0	△1,579,134,307	皆減
財産収入	4	4	0	100.0
繰入金	863,322,487	687,559,644	△175,762,843	79.6
繰越金	235,788,099	328,734,040	92,945,941	139.4
諸収入	23,919,655	23,936,681	17,026	100.1
合 計	7,359,624,103	6,164,362,008	△1,195,262,095	83.8

(2) 款別歳出決算の前年度比較

款	平成29年度 決算額 (円) ①	平成30年度 決算額 (円) ②	前年度比 (円) ②-①	伸び率 (%) ②/①
総務費	60,579,800	63,690,017	3,110,217	105.1
保険給付費	4,026,528,602	3,768,766,297	△257,762,305	93.6
後期高齢者支援金等	825,609,667	0	△825,609,667	皆減
前期高齢者納付金等	3,042,264	0	△3,042,264	皆減
老人保健拠出金	15,823	0	△15,823	皆減
介護納付金	312,590,048	0	△312,590,048	皆減
共同事業拠出金	1,538,200,521	0	△1,538,200,521	皆減
国民健康保険事業費納付 金	0	1,878,542,518	1,878,542,518	皆増
保健事業費	44,071,917	46,928,058	2,856,141	106.5
基金積立金	4	4	0	100.0
諸支出金	220,251,417	316,934,081	96,682,664	143.9
合 計	7,030,890,063	6,074,860,975	△956,029,088	86.4

(3) 款別歳入決算の状況

款	予算現額 (円) ①	調定額 (円) ②	収入済額(決算額) (円) ③
国民健康保険税	1,304,309,000	1,675,796,464	1,338,169,006
国庫支出金	1,000	0	0
療養給付費交付金	3,772,000	3,772,837	3,772,837
県支出金	4,188,995,000	3,782,189,796	3,782,189,796
財産収入	1,000	4	4
繰入金	696,592,000	687,559,644	687,559,644
繰越金	328,734,000	328,734,040	328,734,040
諸収入	8,000	23,936,681	23,936,681
合 計	6,522,412,000	6,501,989,466	6,164,362,008 ④

(4) 基金残高の状況

区 分	平成29年度末現在高		平成30年度中の増減	
	①	市民一人当たりの現在高 ②(①/68,734人)	積立額 ③	取り崩し額 ④
国民健康保険事業財政調整基金	76,220	1	4	0

不納欠損額 (円) ①	収入未済額 (円) ②-③-④	予算現額に対する増減額 (円) ⑤-①	収入割合 (%)		
			対予算現額 ⑤/①	対調定額 ⑤/②	決算額構成比 ⑤/⑥
48,711,630	288,915,828	33,860,006	102.6	79.9	21.7
0	0	△1,000	0.0	0.0	0.0
0	0	837	100.0	100.0	0.1
0	0	△406,805,204	90.3	100.0	61.4
0	0	△996	0.4	100.0	0.0
0	0	△9,032,356	98.7	100.0	11.1
0	0	40	100.0	100.0	5.3
0	0	23,928,681	299208.5	100.0	0.4
48,711,630	288,915,828	△358,049,992	94.5	94.8	100.0

(単位 円)

平成30年度末現在高		前年度比	
⑥ (①+③-④)	市民一人当たりの現在高 ⑦ (⑥/69,029人)	⑥-①	市民一人当たりの現在高 ⑦-②
76,224	1	4	0

(5) 保険税決算の状況

区 分	予算現額 (円) ①	調定額 (円) ②	収入済額(決算額) (円) ③	不納欠損額 (円) ④
現年度課税分	1,239,532,000	1,339,588,600	1,249,716,683	0
滞納繰越分	64,777,000	336,207,864	88,452,323	48,711,630
合 計	1,304,309,000	1,675,796,464	1,338,169,006 ⑤	48,711,630

(6) 収入未済額の内容

(単位 円)

区 分	国民健康保険税
平成30年度	89,871,917
平成29年度	57,465,285
平成28年度	48,674,072
平成27年度	41,302,642
平成26年度以前	51,601,912
合 計	288,915,828

(7) 不納欠損額の内容

(単位 円)

区 分	国民健康保険税
地方税法第15条の7第4項	32人 2,970,522
地方税法第15条の7第5項	
地方税法第18条	718人 45,741,108
合 計	48,711,630

収入未済額 (円) ③-④-⑤	決算額 構成比 (%) ⑥/⑦	徴収率			被保険者一人当たりの 決算額	
		(%) ⑧/③	前年度 ⑨	対前年度 ⑩/③-⑨	(円) ⑪/⑫	被保険者〔平成 30年度末〕 ⑫
89,871,917	93.39	93.29	93.01	0.28	98,250	13,620人
199,043,911	6.61	26.31	17.15	9.16		
288,915,828	100.00	79.85	76.16	3.69		

地方税法（抜粋）

（滞納処分の停止の要件等）

第15条の7 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- (1) 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- (2) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- (3) その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2～3 略

4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

（地方税の消滅時効）

第18条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する。

(1)以下 略

(8) 款別歳出決算の状況

款	予算現額 (円) ①	支出済額 (決算額) (円) ②	翌年度繰越額 (円) ③
総務費	70,424,000	63,690,017	0
保険給付費	4,166,516,000	3,768,766,297	0
国民健康保険事業費 納付金	1,878,543,000	1,878,542,518	0
共同事業拠出金	2,000	0	0
財政安定化基金拠出 金	1,000	0	0
保健事業費	67,216,000	46,928,058	0
基金積立金	1,000	4	0
諸支出金	319,709,000	316,934,081	0
予備費	20,000,000	0	0
合 計	6,522,412,000	6,074,860,975 ④	0

不用額 (円) ①-②-③	執行割合 (%)		市民一人当たりの決算額 (円) ④/69,029人
	対予算現額 ④/①	決算額構成比 ④/⑤	
6,733,983	90.4	1.1	922
397,749,703	90.5	62.0	54,597
482	100.0	30.9	27,214
2,000	0.0	0.0	0
1,000	0.0	0.0	0
20,287,942	69.8	0.8	680
996	0.4	0.0	0
2,774,919	99.1	5.2	4,591
20,000,000	0.0	0.0	0
447,551,025	93.1	100.0	88,004

科目	款	項		目																					
	事業名	国民健康保険事業																							
平成30年度決算額	財 源 内 訳																								
6,074,860,975円	国・県支出金	使用料・手数料	分担金・負担金・寄附金	地方債	その他	一般財源等																			
	3,782,189,796円	0円	0円	0円	24,176,128円	2,268,495,051円																			
主管	市民一人当たりの決算額	88,004円 (一般財源等ベース 28,336円)		単位決算額	435,849円 (被保険者 13,938人)																				
保 険 年 金 課	1 事業目的 相互扶助の精神にのっとり、国民健康保険加入者の疾病、負傷、出産又は死亡に関し、保険給付を行う。																								
	2 事業内容																								
	(1) 一般状況																								
	ア 年度平均（月平均）																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">世帯</td> <td>8,656 世帯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">被保険者</td> <td>一般</td> <td>13,874 人</td> </tr> <tr> <td>退職者</td> <td>64 人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>13,938 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">前期高齢者被保険者 65歳～74歳（再掲）</td> <td>5,658 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">介護保険第2号被保険者（再掲）</td> <td>4,568 人</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		内 容	世帯		8,656 世帯	被保険者	一般	13,874 人	退職者	64 人	合 計	13,938 人	前期高齢者被保険者 65歳～74歳（再掲）		5,658 人	介護保険第2号被保険者（再掲）		4,568 人
	区 分		内 容																						
	世帯		8,656 世帯																						
	被保険者	一般	13,874 人																						
		退職者	64 人																						
		合 計	13,938 人																						
	前期高齢者被保険者 65歳～74歳（再掲）		5,658 人																						
	介護保険第2号被保険者（再掲）		4,568 人																						
	イ 指標実績																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険税収入率（保険税収入額／保険税調定額）</td> <td>79.85%</td> </tr> <tr> <td>現年課税分（収入額／調定額）</td> <td>93.29%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分（収入額／調定額）</td> <td>26.31%</td> </tr> <tr> <td>1人当たり医療給付費（※1）</td> <td>267,598円</td> </tr> <tr> <td>保健事業比率（※2）</td> <td>3.51%</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	内 容	保険税収入率（保険税収入額／保険税調定額）	79.85%	現年課税分（収入額／調定額）	93.29%	滞納繰越分（収入額／調定額）	26.31%	1人当たり医療給付費（※1）	267,598円	保健事業比率（※2）	3.51%							
	区 分	内 容																							
保険税収入率（保険税収入額／保険税調定額）	79.85%																								
現年課税分（収入額／調定額）	93.29%																								
滞納繰越分（収入額／調定額）	26.31%																								
1人当たり医療給付費（※1）	267,598円																								
保健事業比率（※2）	3.51%																								
※1 1人当たり医療給付費＝{療養諸費（審査支払手数料を除く）＋高額療養費＋移送費}／平均被保険者数（一般＋退職）																									
※2 保健事業比率＝保健事業費／保険税収入額																									
(2) 保険給付費（保険給付の状況）																									
国民健康保険法及び清須市国民健康保険条例の規定による保険給付を行った。																									
ア 療養給付費																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1人当たり</th> <th>1件当たり</th> <th>件 数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>232,839円</td> <td>14,155円</td> <td>228,224件</td> <td>3,230,413,937円</td> </tr> <tr> <td>退職者</td> <td>325,549円</td> <td>17,854円</td> <td>1,167件</td> <td>20,835,123円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>233,265円</td> <td>14,173円</td> <td>229,391件</td> <td>3,251,249,060円</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	1人当たり	1件当たり	件 数	事業費	一般	232,839円	14,155円	228,224件	3,230,413,937円	退職者	325,549円	17,854円	1,167件	20,835,123円	合 計	233,265円	14,173円	229,391件	3,251,249,060円
区 分	1人当たり	1件当たり	件 数	事業費																					
一般	232,839円	14,155円	228,224件	3,230,413,937円																					
退職者	325,549円	17,854円	1,167件	20,835,123円																					
合 計	233,265円	14,173円	229,391件	3,251,249,060円																					
イ 療養費																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>1人当たり</th> <th>1件当たり</th> <th>件 数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>4,400円</td> <td>7,205円</td> <td>8,472件</td> <td>61,042,691円</td> </tr> <tr> <td>退職者</td> <td>5,883円</td> <td>8,011円</td> <td>47件</td> <td>376,507円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4,407円</td> <td>7,210円</td> <td>8,519件</td> <td>61,419,198円</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	1人当たり	1件当たり	件 数	事業費	一般	4,400円	7,205円	8,472件	61,042,691円	退職者	5,883円	8,011円	47件	376,507円	合 計	4,407円	7,210円	8,519件	61,419,198円
区 分	1人当たり	1件当たり	件 数	事業費																					
一般	4,400円	7,205円	8,472件	61,042,691円																					
退職者	5,883円	8,011円	47件	376,507円																					
合 計	4,407円	7,210円	8,519件	61,419,198円																					

ウ 審査支払手数料

支給額 (平均)	件数	事業費
47.66 円/件	238,234 件	11,353,071 円

エ 高額療養費

区分	1人あたり	1件あたり	件数	事業費
一般	29,717 円	55,401 円	7,442 件	412,296,318 円
退職者	75,168 円	133,632 円	36 件	4,810,766 円
合計	29,926 円	55,778 円	7,478 件	417,107,084 円

オ 出産育児一時金

支給額	件数	事業費
420,000 円/件	58 件	24,176,124 円

カ 葬祭費

支給額	件数	事業費
50,000 円/件	69 件	3,450,000 円

(3) 事業費納付金

県が財政運営上、県内市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じ決定した国保事業費納付金(保険料負担)を納めた。

ア 医療給付費

区分	1人あたり	被保険者 (年平均)	事業費
一般被保険者医療給付費	94,344 円	13,874 人	1,308,934,317 円
退職被保険者医療給付費	63,042 円	64 人	4,034,700 円
合計	94,201 円	13,938 人	1,312,969,017 円

イ 後期高齢者支援金

区分	1人あたり	被保険者 (年平均)	事業費
一般被保険者後期高齢者支援金	29,800 円	13,874 人	413,444,705 円
退職被保険者後期高齢者支援金	22,756 円	64 人	1,456,402 円
合計	29,768 円	13,938 人	414,901,107 円

ウ 介護納付金

区分	1人あたり	被保険者 (年平均)	事業費
介護納付金	32,984 円	4,568 人	150,672,394 円

(4) 保健事業費

ア 特定健康診査等事業費

支給額 (平均)	件数	事業費
8,682 円/件	4,701 件	40,813,996 円

イ 保健事業費 (人間ドック補助事業)

支給額 (限度額)	件数	事業費
15,000 円/件	242 件	3,630,000 円

3 事業成果

被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うとともに、特定健康診査、特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療に努め、社会保障及び市民保健の向上に寄与することができた。

国保制度改正による財政の県単位化の初年度として、適正な財政運営を行うことができた。